

中野区障害者福祉会館条例新旧対照表

改正案	現行
(設置) 第1条 障害を有する者（以下「障害者」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、もってその福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず地域住民が相互の理解を深めることを目的として、中野区障害者福祉会館（以下「会館」という。）を東京都中野区沼袋二丁目40番18号に設置する。 (事業) 第2条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関すること。 (2) 法第5条第13項に規定する自立訓練に関すること。 (3) 法第79条第1項第4号に掲げる地域活動支援センターを経営する事業 (4) 障害者及びその家族の研修その他の自主的な活動の奨励に関すること。 (5) 施設の利用に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (施設) 第3条 会館には、次に掲げる施設を設ける。 (1) 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行うために必要な施設（次号に掲げる施設を除く。） (2) 多目的室、音楽室、調理実習室及びスポーツ訓練室 (3) 図書室 (利用資格) 第3条の2 第2条第1号に掲げる事業を利用することができる者は、法第19条第1項の介護給付費の支給に係る者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置に係る者又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置に係る者とする。 2 第2条第2号に掲げる事業を利用することができる者は、法第19条第1項の訓練等給付費の支給に係る者、身体障害者福祉法第18条第1項の措置に係る者又は知的障害者福祉法第15条の4の措置に係る者とする。 3 前条第2号に掲げる施設（以下「多目的室等」という。）を利用することができる者は、中野区に住所を有する障害者及びその家族並びにこれらの者を主たる構成員とする団体とする。	(設置) 第1条 障害を有する者が、地域住民との連帯の中で、その障害を克服しかつ相互の理解を深めることを目的として、中野区障害者福祉会館（以下「会館」という。）を東京都中野区沼袋二丁目40番18号に設置する。 (事業) 第2条 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関すること。 (2) 法第5条第13項に規定する自立訓練に関すること。 (3) 障害者の訓練及び指導に関すること。 (4) 障害者の相談に関すること。 (5) 障害者及びその家族の研修、自主活動の奨励に関すること。 (6) 施設の利用に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (施設) 第3条 会館には、次に掲げる施設を設ける。 (1) 相談、指導、訓練等に必要施設 (2) 会議、集会等自主活動に必要な施設 (3) その他区長が必要と認める施設 (利用資格) 第3条の2 第2条第1号に掲げる事業を利用することができる者は、法第19条第1項の介護給付費の支給に係る者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置に係る者又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置に係る者とする。 2 第2条第2号に掲げる事業を利用することができる者は、法第19条第1項の訓練等給付費の支給に係る者、身体障害者福祉法第18条第1項の措置に係る者又は知的障害者福祉法第15条の4の措置に係る者とする。 3 前2項に規定する者のほか、区長が特に必要と認める障害者については、第2条第1号及び第2号に掲げる事業の利用を承認することができる。

(利用者負担)

第3条の3 前条第1項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第1号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。

2 前条第2項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第2号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第3条の4 区長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第3条の5 指定管理者は、会館について次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会館の維持管理に関すること（区長の権限に属するものを除く。）。

(2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として第2条第1号及び第2号に掲げる事業を行うこと。

(3) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業を行うこと。

(4) 第4条第2項の規定により、多目的室等の利用の承認若しくは不承認をし、又は必要な措置を講ずること。

(5) 第5条第2項の規定により、多目的室等の利用の承認に際し条件を付すこと。

(6) 第7条第1項の規定により、多目的室等の利用の承認を取り消し、又は会館の利用を制限すること。

(7) 第9条の規定により、多目的室等の設備に変更を加え、又は特別の設備をすることを許可すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(休館日等)

第3条の6 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第3月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

2 前項に規定する休館日のほか、音楽室を利用できない日は、月曜日、水曜日、金曜日及び土曜日と

(利用者負担)

第3条の3 前条第1項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第1号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の介護給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。

2 前条第2項に規定する者（同項に規定する措置に係る者を除く。）が第2条第2号に掲げる事業を利用するときは、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額の利用者負担額を納付しなければならない。

3 前条第3項の規定により利用の承認を受けた者は、前2項の利用者負担額に相当する額を超えない範囲内において区長が別に定める額の利用者負担額を納付しなければならない。

する。

3 指定管理者（区長が会館の管理及び運営を行うときは、区長。次条第3項、第4条、第5条第2項、第7条第1項及び第9条において同じ。）は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

4 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

（開館時間等）

第3条の7 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的室等の利用時間（多目的室等において第2条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間内とする。

(1) 午前 午前9時から正午まで

(2) 午後 午後1時から午後5時まで

(3) 夜間 午後6時から午後10時まで

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第1項に規定する開館時間又は前項に規定する多目的室等の利用時間を変更することができる。

4 前項の規定により、指定管理者が開館時間又は多目的室等の利用時間を変更するときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

（利用の手続等）

第4条 多目的室等を利用しようとする者（当該施設において第2条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を利用する場合を除く。）は、規則の定めるところにより指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定により利用の申請を受けた指定管理者は、当該申請の内容を審査し、利用の承認若しくは不承認をし、又はその他必要な措置を講ずるものとする。

第5条 前条第2項の規定による多目的室等の利用の承認（以下「多目的室等の利用承認」という。）に当たっては、次の各号のいずれかに該当するときのほか、承認を与えるものとする。

(1) 利用の目的が、営利を目的とすると認められるとき。

(2) 第1条の目的を達成するについて、不適当と認めるとき。

(3) 会館の管理上支障があるとき。

(4) 多目的室等において第2条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行うとき。

2 指定管理者は、多目的室等の利用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 会館の使用料は、無料とする。

（利用承認の取消し等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的室等の利用承認を取り消し、又は会館の利用を制限することができる。

（利用の手続等）

第4条 会館を利用しようとする者（第3条の2第1項及び第2項に規定する者を除く。）は、規則の定めるところにより区長に申請しなければならない。

2 前項の規定により利用の申請を受けた区長は、当該申請の内容を審査し、利用の承認、不承認又はその他必要な措置を講ずるものとする。

第5条 第3条第2号に規定する施設（以下「会議室等」という。）の利用承認に当たっては、次の各号の一に該当するときのほか、承認を与えるものとする。

(1) 利用の目的が、営利を目的とすると認められるとき。

(2) 第1条の目的を達成するについて、不適当と認めるとき。

(3) 会館の管理上支障があるとき。

2 区長は、前項の会議室等の利用承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 会館の使用料は、無料とする。

（利用承認の取消等）

第7条 区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取消し又は利用を制限することができる。

る。

- (1) 利用の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (3) 災害その他の事故により会館の利用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の都合により必要があるとき。

2 多目的室等の利用承認の取消しについては、前項各号に規定するもののほか、第5条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合も、また同様とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 多目的室等の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更制限)

第9条 多目的室等の利用者は、多目的室等の設備に変更を加え、又は特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 会館の施設及び設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し又は免除することができる。

(秘密保持義務等)

第11条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者（以下「従事者等」という。）は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 （略）

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に多目的室、音楽室又は調理実習室の利用の承認を受けている者は、改正後の中野区障害者福祉会館条例の規定により利用の承認を受けたものとみなして、当該施設の利用をすることができる。

(1) 利用の目的に反する行為をしたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し又は区長の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により会館の利用ができなくなったとき。

(4) 工事その他の都合により必要があるとき。

2 会議室等の利用承認の取消しについては、前項各号に規定するもののほか、第5条第1項各号の一に該当する場合も、また同様とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 会館の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(設備の変更制限)

第9条 会議室等の利用者は、会議室等の設備に変更を加え又は特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 会館の施設及び設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 （略）